

報告第3号

長期継続契約の締結状況について

鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年鳥取県条例第12号）第3条の規定に基づき、次のとおり本議会に報告する。

令和5年11月29日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	地域社会振興部 文化財局とつと り弥生の王国推 進課	物品 保守	電話交換機 電話機	1台 13台	鳥取市湖山町南三丁目277番地2 日海通信工業株式会社 鳥取支店	785,400	令和5年11月1日 ～令和10年10月31日	鳥取県立青谷かみ じち史跡公園
2	商工労働部雇用 人材局鳥取県立 米子ハローワー ク	物品 保守	ノートパソコン プリンター	2台 2台	米子市両三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	475,200	令和5年10月1日 ～令和9年9月30日	鳥取県商工労働部 雇用人材局鳥取県 立米子ハローワー ク